

**きっぱり**

**断りましょう!**



**断っても借金までさせて**

**強引に契約を迫る手口にご注意!**



お金が支払えない、といって断る消費者に対して、借金やクレジット契約で強引に契約を結ばせる手口のトラブルがあります。『お金稼ぎに関する情報商材』や『マルチ商法』などで「借金はすぐ返せる」と説明して勧誘するパターンなどがあります。

- うそをついて借金をするよう仕向けられ投資に関するソフトを契約した。
- 「借金してでもやったほうがいい」と言われ、お金稼ぎに関する情報商材の契約をした。
- 社員に言われるがまま個別クレジット払いで次々と着物や帯の契約をした。

不審に思ったときは、警察や消費生活総合センターへすぐに相談を!!

消費者ホットライン ☎188(いやや)

消費生活総合センター ☎256-0800

★新型コロナウイルスワクチン詐欺 0120-797-188



高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

